



FK 元弁護士の“ここがポイント”

イスラエルのガザ地区武力攻撃は侵略犯罪

深草 徹



イスラエルのパレスチナ・ガザ地区に対する武力攻撃は熾烈を極めてしています。これに対し、11月8日に発表されたG7外相会議共同声明には以下のくだりがありました。

- ・イスラエルは国際法に従って自国及び自国民を守る権利を有することを強調する
- ・ガザで悪化する人道危機対処のための緊急の行動をとる必要がある。一般市民の移動及び人質の解放を促進するための人道的休止及び人道回廊の設置を支持する。

これは武力攻撃即時停止の世界の世論に背を向け、「国際法に従って自国及び自国民を守る権利」なるものによってイスラエルの武力攻撃の正当性を認め、一時休戦を求めているに過ぎません。

ご存知のように国連憲章・国際法によって武力行使は禁止されており、それが認められるのは国連による集団的安全保障措置と個別国家による「自衛権の行使」の場合だけです。これにあたらぬ「自国及び自国民を守る権利」などという漠然たるものによって武力行使が正当化されることはあり得ません。

国際法上、「自衛権の行使」が認められるのは以下の要件に該当する場合のみですが、イスラエルの武力攻撃はこれらを満たしておらず、国際法上違法です。

- ①急迫不正の侵害の存在
- ②他に取り得る方法がないこと（必要性）
- ③必要最小限度の範囲にとどまる措置であること（均衡性）

ところで、1988年パレスチナ解放機構のパレスチナ国家樹立宣言、1993年オスロ合意を経て1995年ガザ地区及びヨルダン川西岸地区を統治する自治政府が発足、国連加盟国193か国中、138か国、安保理常任理事国中国、ロシアも承認しているパレスチナ国家は独立国家であることは明らかで、イスラエルのガザ地区武力攻撃は、国際人道法違反に戦争犯罪であることは勿論、侵略戦争として国際の平和に対する犯罪（侵略の定義に関する国連総会決議）、侵略犯罪（国際刑事裁判所規程）にあたります。（深草憲法問題研究室主宰、九条の会ひがしなだ筆頭代表世話人）

エ!! なんで?

横林賢二



「高齢者は、早よ死ねるか!!」

この間、物価高騰なのに総理大臣と閣僚の議員報酬がUPされます。（首相年間46万円、閣僚32万円）11月5日の日刊スポーツ新聞によると、国家公務員の給与法改正案法案が臨時国会に提出され、それに伴ってUPされるということです。

一方、2023年10月27日に開かれた社会保障審議会医療保険部会において、2024年度の国民健康保険料の上限が2万円引き上げとなることになりました。プラス「介護保険料」も値上げを検討しています。減税が帳消し？

—ネパールで感じた事—

島田 徹

毎年3ヶ月ほど、ネパールで日本語教師としてボランティア活動をしています。

ある日本語学校では、毎年8月6日～9日まで、原爆写真の展示会をしていますので、私も原爆の被害や核廃絶の大切さを説明しています。

今年は、兵庫県被団協の方から「母親の羽織」をお借りして、現物を見せての説明でした。ネパール人は第二次世界大戦では、イギリス軍の「ゴルカ兵」として参戦しています。アジアではシンガポールやビルマ戦線で戦っており、全体の戦死者は8000人、負傷者は20000人となっています。

実は、学生はこうした事実を知らない様子でした。

そこで、私は第二次世界大戦が教えられている高校1年生（ネパールでは高1相当で卒業）の社会科の教科書を調べました。そこには、ヨーロッパ戦線の状況や英国から勲章をもらった人の列挙でした。年表には「広島、長崎への原爆“攻撃”striking」の記述だけで、国が違えば、物事のとらえ方が全く違うことがよくわかりました。

ネパールは核兵器禁止条約の署名はしていますが、批准が未だです。早い批准を願いながら、自分も日本で頑張ろうとの思いを強くしました。

(西神ニュータウン9条の会)



憲法私考

どうする、違憲の沖縄基地

片岡英夫

11月3日「文化の日」は「日本国憲法が發布された日を祝して制定された」と3日朝のテレビでナレーションがありました。

その番組では、原爆投下の影響でなかなか戦後復興が進まない広島市が、憲法95条を使って特別法の制定に至り、平和公園等の造成へ繋がったと知らせていました。

第95条は「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」などとしています。

さて、沖縄県の辺野古基地建設では、第95条が適用されるのではないのでしょうか。憲法の専門家のなかには「95条が適用される」と断言する人までいますが、政府は「特別法ではない」と逃げているように見えます。

しかし、「世界一危険」とする普天間基地は付近住民の「侵すことのできない永久の権利」である基本的人権を侵し続けています。「代替基地が完成してから」と放置する日本政府は、基本的人権を蔑ろにする憲法違反だと断言できます。

(元高校教員 東灘区在住)

11.3 神戸憲法集会

考えよう「軍事大国化」と憲法9条



日本国憲法公布77周年の11月3日、西区文化センターなどでしこホールにおいて、兵庫県憲法会議主催で「神戸憲法集会」が開かれました。

会場は400人一杯に熱気にあふれ、早稲田大学教授の水島朝穂さんが、『『軍事大国化』への動きと憲法9条』と題して講演。

水島さんは「歴史を振り返ると戦争には周期がある。

死の商人による兵器・武器の在庫一掃と新規兵器の威力確認のため、世界は戦争を繰り返してきた。ロシアとウクライナ戦争もこの姿が顕著だ」と指摘しました。

そして、核戦争を体験させられた戦後の日本国憲法は、絶対的な戦争廃止・武器も持たない世界最初の姿となった。自衛隊合憲論のカナメだった「専守防衛」が吹き飛んで、さらに敵基地攻撃能力も持ち出しているが憲法9条がこれらの動きを阻止している。憲法9条をかかげて“ストップ戦争”の声をさらに広げようと訴えました。

ハナ絵モンの思い

おやこふらっとひろばに行ってきました

関本（市川）英恵

おやこふらっとひろばは、子育て中の親子を対象とし、気軽に集い、語り、くつろげ、子育て相談や情報提供ができるようにと神戸市内の区役所に設置されている居場所です。神戸市が民間事業者に業務委託をして運営されていて、親子が無料で利用できます。

『五感で神戸を体感できる場所』がコンセプトのおやこふらっとひろば中央は、遊具や家具が全て木でできています。運営主体は社会福祉法人で、スタッフさんによると、

他に運営している認定こども園でも木のぬくもりを感じられるように工夫されているそうです。「木の触り心地も楽しんでくださいね」とお声掛けくださいました。民間委託にはデメリットもありますが、民間のノウハウが活かされるメリットもあると感じました。

子どもと過ごせる場は子育て中の私には有り難く、行政は民間とも協力しながら子育て支援を充実させて欲しいです。



（「憲法の歌」 作詞者）



時事川柳

小川嘉憲

爆撃の ビルの谷間に ヒトの足

パレスチナ 命も土地も 奪われる

ガザ侵攻 日本どうする 黙る岸田

9条の 国こそ和平 尽くすべし

ソーセージ 同じ値段で 一つ減り

何万の 命救うか 見捨てるか

ガザの街 女性子どもが 逃げまどう

軍拡と 増税決めて 減税か

賃上げに 消費減税 好景気

アレとアレ 夫婦の会話 プロ野球

自衛隊 いつの間にやら 米衛隊

(21世紀の武庫川を考える会代表)

催し案内

維新政治の本質

組織化されたポピュリズムの虚像と実像

日時 12月3日(日) 午後3時～
 場所 東灘区文化センター第1会議室
 講師 富田宏治さん(関西学院大学法学部教授)
 参加協力費 800円
 主催 改憲NO!市民アクション東灘
 問合せ 080-6120-6012 (藤丸)

子どもの権利兵庫第19回総会・学習講演会

日時 12月3日(日) 14時～16時
 場所 兵庫県学校厚生会館
 講演 「いじめ防止対策推進法が施行されて10年—なぜ いじめは無くならないのだろうか?」
 講師 野口善國さん(弁護士)
 資料代 500円
 問合せ 078-335-7257

カンパの郵便振替口座

口座記号 00900-6
 番号 217129
 名義 九条の会. ひがしなだ



(N生)

編集後記
 岸田首相は臨時国会で「経済、経済、経済」と連呼し、経済対策を今の最大の課題として掲げた。しかしその内容は、今のこの物価高に対する対策としては微々たるもので、期待できないというのが世論調査でも高い。それが岸田内閣の支持率を低下させている最大の原因ではないだろうか。